

委員会（委員長 尾高朝雄）が設置されていることは、御了知の通りであります。

昭和24年度においては、本会議に対する政府の諮問は、文部省所管の研究費（科学研究費交付金・科学試験研究費補助・人文科学研究費補助等）だけについてであります。しかし、科学技術の振興方策を全般的に考えるためには、文部省所管のもののみに限らず各省関係の全般に亘り、広く審議する必要があり、日本学術会議法第4条第1号及び第2号は、かような考えに立脚するものと思われます。

については、昭和25年度の研究費予算を立案するに際しては、各省とも、予め本会議へ諮問するよう取り計らい下さい。

右日本学術会議法第5条によつて勧告します。

1-22

総発第438号 昭和24年8月10日

各大学長 殿

日本学術会議会長 亀山直人

大学における聴講・転学の自由について（申入）

大学において聴講・転学の自由を認めることは学術振興のために極めて有益であると思われます。大学において通則を作成される場合には、これらの自由を必要にして可能な限り原則として認めるよう配慮されることを希望します。

なお、このことは、4月28日本会議第3回総会において可決され、5月7日付で内閣総理大臣及び文部大臣あてに、大学法（仮称）作成の場合に考慮されるよう申し入れてあります。

1-23

総発第476号の1 昭和24年9月6日

内閣総理大臣 吉田茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

団体等規正令について（勧告）

政府は、近時団体等規正令を広い範囲に適用しようとしているように見えるが、学術団体に対して同政令を適用することは、同政令の本来の目的を逸脱し、学問研究の自由を害するおそれがある。学術の研究を目的とする団体に同政令を適用する場合には、極めて慎重な態度を探られるよう勧告する。

1-24

研発第394号の1 昭和24年9月6日

内閣総理大臣 吉田茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

法隆寺の修理工事について（申入）

法隆寺の火災により日本における最も貴重なる古文化資料の一つを失つたことは、国民の等しく責任を感じ遺憾とするところである。日本学術会議は学術資料保存の立場からこれを重視し、特別委員

会を設けて対策について検討中であるが、法隆寺の修理工事に關し左の2点について特に考慮を煩わしたい。

1. 法隆寺堂塔の修理工事に當り、形式構造の変更、建築材料の取換え及び壁面の取扱い等については慎重を期すること。
2. 修理工事の施行に先立ち、調査研究を徹底させ、現在の修理計画についても再検討を行うこと。

1-25

研發第394号の2 昭和24年9月6日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

日本学術會議會長 亀山直人

文化財保護法制定について（申入）

我が國の現状に鑑み特に文化財の保護と保存との急務を痛感しております際、近くこれが保護法案を審議せられると聞き詢に慶賀に堪えません。本会議は學術資料保存の立場から特別委員会を設けてこの問題を検討し、その研究の結果に基き別紙の如き意見の決定を見るに至りました。さきに参議院において作成された原案の趣旨は適切なものとして賛意を表するものであります。本会議より5月12日附を以て提出した希望意見と共に、別紙の条々に關し更めて御留意を煩度く存じます。なお法案の御審議に當つては各方面からの意見を參照され、完全な保護法を制定されるよう期待するものであります。

（別紙）

文化財保護法制定に対する意見

1. 文化財保護の目的と範囲

- (イ) 文化財保護の目的は単に保存するがための保護にあるのではなく国民文化の向上と新しい文化の建設とに寄与するものを目標とする。
- (ロ) 広義の文化財として「史蹟」「天然記念物」及び「重要な學術資料」をも保護の対象とし、保護法に包含せられたい。

〔理由〕 文化財は單に国民文化の伝統を誇るに足る文化的遺産たるが故にのみ貴重なのではなく、學術資料としての重要性が第一に考えられ、又新しい文化の建設に役立つに足るか否かが重視される。保護せらるべき文化財は国民の精神的並に物質的文化の向上に永久に利用せらるべきである。

又從前の国宝並に重要美術品に該当するものの外に、史蹟、天然記念物及び重要な學術資料も国民の歴史的記念物として、又国民生活に關連する文化の宝として保存保護すべきである。

外国産の文化財と雖も、日本に伝来すること久しく、日本文化の進展に貢献すること大なるものは、当然同一の取扱をうくべきものと考える。

2. 文化財保護と調査研究

文化財の保護には、これに対する調査研究が基礎的条件となるのであるから調査の機能並に機能を保護法に明記せられた。